

令和3年

第4回教育委員会（定例会）会議録

上天草市教育委員会

令和3年 第4回教育委員会（定例会）会議録

期日：令和3年3月22日（月）

開会：午後2時00分

閉会：午後4時15分

場所：上天草市役所松島庁舎3階大会議室

1 会議日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 令和3年第2回（2月定例会）及び第3回（3月臨時会）会議録の承認について

日程第3 教育長諸般の報告

日程第4 非公開とする審議事項について

日程第5 [議案第24号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第6 [議案第25号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第7 [議案第26号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

日程第8 [議案第27号] 区域外就学に伴う事前協議について

日程第9 [議案第28号] 就学する学校の変更承認について

日程第10 [議案第29号] 就学する学校の変更承認について

日程第11 [議案第30号] 特別支援学級への児童生徒の就学について

日程第12 [議案第31号] 就学援助の認定について

日程第13 [議案第32号] 令和3年度就学援助の認定について

日程第14 [議案第33号] 上天草市第3期教育振興基本計画の策定について

日程第15 [議案第34号] 令和3年度上天草市教育委員会教育方針、努力目標、努力事項について

日程第16 [議案第35号] 上天草市通学路交通安全推進会議設置交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

日程第17 [議案第36号] 未来への夢をつなぐ天草五橋奨学金返還助成金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

日程第18 [議案第37号] 上天草市英語検定チャレンジ事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

日程第19 [議案第38号] 上天草市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領を廃止する要領の制定について

日程第20 [議案第39号] 学校医等の委嘱について

日程第21 [議案第40号] いじめ問題アドバイザーの委嘱について

日程第22 [議案第41号] 地域学校協働活動推進員の委嘱について

日程第23 諸報告

2 出席委員

山下勝一（委員）、松本修吾（委員）、瀨崎千賀子（委員）、高倉利孝（教育長）

3 欠席委員

辻本幸之助（委員）

4 議場に出席した者

赤瀬耕作（学務課長）、原田和久（社会教育課長）、松田真也（教育審議員）、宮崎真司（学務課長補佐）、小浦嘉彦（社会教育課長補佐）、川本宜史（学務係長）、入口絃光（教育企画係長）、一浦康葉（学務主事）

5 教育長の報告の趣旨、議題及び議事の概要、議題となった動議及び動議を提出した者の氏名、質問又は討論をした者の氏名及びその要旨、議決事項 以下のとおり

開会 午後2時00分

○教育長（高倉利孝君） それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、これより令和3年第4回上天草市教育委員会定例会を開会いたします。会議日程はお手元に配布してあります。

日程第1 会議録署名委員の指名について

○教育長（高倉利孝君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名に松本委員及び宮崎学務課長補佐を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 令和3年第2回（2月定例会）及び第3回（3月臨時会）会議録の承認について

○教育長（高倉利孝君） 次に日程第2。「令和3年第2回（2月定例会）及び第3回（3月臨時会）会議録の承認について」を議題といたします。皆さんには会議の案内と一緒に配布しておりましたが、何か質疑等がありましたらよろしくお願いいたします。

○学務課長補佐（宮崎真司君） 各委員の皆様よりご指摘いただきました文字等の修正につきましては、事務局で修正させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○教育長（高倉利孝君） よろしいですか。それではお諮りいたします。第2回定例会及び第3回臨時会の教育委員会会議録については承認することにご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） 全員ご異議なしと認め、承認することに決定いたしました。

日程第3 教育長諸般の報告

○教育長（高倉利孝君） 次に日程第3。教育長諸般の報告を行います。資料は議案書の1ページをご覧ください。項目はたくさんございますが、ほとんど会議等の中身でございましたので、1つだけ紹介したいと思います。3月18日の教育長会議です。これは人事異動の内示でございました。そして、午後から市内の校長会議を開催し、校長に内示を伝えました。まず、教育長の内示ですけれども、管理職を含む73名の異動の内示が示されました。校長3名、教頭2名、管理職5名の方々がご退職ということで、お花を贈って感謝の意を表したところです。校長内示は、その日の夕方から行いました。そして本人内示は3月19日の金曜日に全校一斉に行われております。以上で、教育長諸般の報告を終わります。

日程第4 非公開とする審議事項について

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第4。「非公開とする審議事項について」意見を伺います。日程第5「議案第24号」、日程第6「議案第25号」、日程第7「議案第26号」、日程第8「議案第27号」、日程第9「議案第28号」、日程第10「議案第29号」、日程第11「議案第30号」、日程第12「議案第31号」、日程第13「議案第32号」及び諸報告の第2の「不登校児童・生徒の状況について」、第3の「いじめの状況について」、第4の「教職員の勤務時間管理について」は、プライバシー保護のため、秘密会議といたしますが、これにご異議ありませんか。

〔異議ありません〕という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） 異議なしと認め、「議案第24号」から「議案第32号」まで、及び諸報告の第2、第3、第4につきましては、秘密会議といたします。

日程第5 議案第24号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

○教育長（高倉利孝君） それでは、日程第5。議案第24号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」を議題といたします。この議題は、秘密会議といたします。

※【 議案第24号から議案第32号までは秘密会議の決定により審議内容は非公開 】

日程第14 議案第33号 上天草市第3期教育振興基本計画の策定について

○教育長（高倉利孝君） それでは、日程第14。議案第33号「上天草市第3期教育振興基本計画の策定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○学務課長（赤瀬耕作君） 議案書の11ページをお願いします。議案第33号、上天草市第3期教育振興基本計画の策定について。上天草市第3期教育振興基本計画については、次のとおり策定するものです。令和3年3月22日提出、上天草市教育長名。上天草市第3期教育振興基本計画につきましては、事前に送付しておりますので、読み上げは割愛させていただきます。主な内容については、前回の教育委員会で説明したとおりです。提案理由につきましては、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、上天草市第3期教育振興基本計画を策定する必要があります。なお、学校教育及び社会教育に関する一般方針を決定することについては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第1号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

○委員（山下勝一君） TOEICとか英検とかがあり、大学入試もこの方向で進められるとありましたが、現在はまだ進んでいない状況です。パブリックコメントの中では、TOEICが

重要視されているとの記載されていますが、英検とTOEICを比較する場合、現状としてTOEICより英検の方が、中学生が目標にしやすいということはあるでしょうか。

- 学務課長（赤瀬耕作君） 英検は、級で合格、不合格が判定されて、TOEICは、点数で把握されます。目標にしやすいかは、個人差があると考えています。英検を大学受験の時にどう扱うかが審議されているところで、中学校の段階ではTOEICを選ぶことも可能ですが、受験料が高いです。市では、英検の受験料を補助して、進めていきたいと計画しており、中学校では英検の受験率を上げていきたいと考えております。
- 委員（松本修吾君） TOEICは教材が英語中心になるので、実用性はありますが、中学生は分かりにくいと思います。1つの事象を理解するのに、一般的には中学時には日本語で理解するように頭脳ができあがっていますので、英検の方がよいと思います。大学生になって、実用性が出てきたときにTOEICが生きてくると思います。中学、高校までは英検の方がいいのではないかと思います。
- 教育長（高倉利孝君） 英検の方が一般的ですよ。
- 委員（松本修吾君） 英検の方が理解しやすいですよ。リスニングをして、回答していく。勉強を理解するうえでも、英検の方が機能的にもよいと思います。
- 委員（山下勝一君） 目標のところ、現在、英検3級の合格者22%を、50%まで計画しますということで、目標は立てやすいと思いました。TOEICのように点数ではばらつきがでますので、その辺でも英検3級50%は目標としてもよいと思いました。
- 学務課長（赤瀬耕作君） 目標値を立てるといいますが、現状として、英検の受験率が低いことから、自治体版IBAを小学校から実施して、受験に興味を持たせたいと考えています。TOEICは専門性が高いということで、ある程度力がついた人は、それを受験していくとよいと考えています。
- 委員（山下勝一君） 英語の力を市全体に高めていくために、基本的な考え方としてはよいと思いますので、今、話されたように22%が50%になるように、そこに力を入れてもらいたい。そういうことは、上天草市のアピールになると思います。また、保護者に英検3級などが受けられますよとアピールをしていくことも大切であると思います。
- 委員（松本修吾君） 英語の先生がどれだけ生徒に対して意識付けをするかが重要です。
- 委員（山下勝一君） 私も学校の先生の勧めで、英検を40年前に受験しました。
- 委員（濱崎千賀子君） 現場でいかに教職員が勧めるかということですか。
- 委員（山下勝一君） そうです。
- 学務課長（赤瀬耕作君） その件もあって、今年度は県の補助を活用して中学3年生を対象に取り組みました。やはり、多くの子供たちが受験をする習慣づけを行えば、取得率も上がってきますので、令和3年度は英検を中学校1年から3年までを対象に実施するというようにしています。
- 教育長（高倉利孝君） その件も含めて、今回の異動で配属される指導主事が英語専門ですので、力を入れてくれると思います。
- 教育長（高倉利孝君） 他にございませんか。
[「ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第33号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。
[「異議ありません」という声あり]
- 教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

項について

- 教育長（高倉利孝君）** それでは、日程第15。議案第34号「令和3年度上天草市教育委員会教育方針、努力目標、努力事項について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。
- 教育審議員（松田真也君）** 議案書14ページをお願いいたします。議案第34号、令和3年度上天草市教育委員会教育方針、努力目標事項の制定について。令和3年度の上天草市教育委員会の教育方針、努力目標及び教育事項を次のとおり定めるものです。令和3年3月20日提出、上天草市教育長名。次の15ページ、16ページをご覧ください。先ほど議案第33号でありました第3期教育振興基本計画を受けて、令和3年度の本市の教育方針、努力目標及び努力事項をこの15ページ、16ページにありますように例年の形にしたものでございます。今回は、大きく教育振興基本計画が変わりますので、言葉、それから項目立て等が変わっております。ふるさとに誇りを持ち未来を切り拓く人づくりを基本理念という形で、2点、重点目標が掲げてございます。教育方針は、学校教育の充実、生涯学習の充実と地域文化スポーツ文化の振興ということで、社会教育の大きく二つに分けられ、それぞれに大きな項目が、1、生きる力を育む学校教育の充実。2、学びを支える教育環境の充実。それから3、生涯学習の推進による地域の活性化。4、個性豊かな地域文化の振興。5、スポーツ文化の振興による地域の活性化という形になります。詳しくはご覧いただいた教育振興基本計画の中の項目を取り上げる形で整理したものでございます。17ページの折り込みのところをご覧ください。同じように事業構想という形で、17ページにありますように表の形に整理し直してお示ししてあります。特に主な取組のところを、具体的な取組として示したものが17ページでございます。学校や各教育関係機関等に示すためのものでございますので、よろしくをお願いいたします。提案理由につきましては、令和3年度の上天草市教育委員会の各事業を実施するに当たりその方針を定める必要があります。また、学校教育及び社会教育に関する一般方針を決定することは、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第1号の規定により、教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提案する理由です。ご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしくをお願いいたします。
- 教育長（高倉利孝君）** 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑がございませつか。
- 学務課長（赤瀬耕作君）** 例年、変更箇所は朱書きしてお示し、そこを説明しておりましたが、令和3年度は教育振興基本計画が改正になりましたので、全改正と捉えていただければと思います。
- 委員（山下勝一君）** 基本計画の中でも最初に書いてありますが、課題は人口減少だと思います。先ほども区域外就学で市外に行かれる方かありましたが、実際に、移住で子供を連れてこられる家庭はありますか。
- 教育部長（山下正君）** わずかですか、いらっしゃいます。Uターンのような方もいますし、まれにいました。
- 委員（山下勝一君）** 自然環境とかでは恵まれた環境でもあるでしょうが、子供たちと移住を考える時に、一つのネックは教育であると思います。その中で、上天草市は教育にも力を入れているというアピールもあって、来てくださるような環境を築いていかないといけないと思います。会社も中途採用はなかなか厳しい、新規採用も厳しいとなると外国人に頼るしかないという状況になってきています。人口問題など総合的に考えたときに、市の特色として教育が充実しているという施策があったらいいと思いました。先ほどの英検の話は、一つの売りになっていけばと思いました。基本施策とかでも、人口が減少して、子供が少ない中で、市の総合計画とリンクしているので、何か目玉となるような施策を今後検討いただければ、非常によいと感じました。

- 委員（松本修吾君） 私も同じ意見です。この場で業を起こしていかない限りはどうにもならないのですよね。どこでしたか、何でもない廃校に水族館を作って、そこに 10 万人の人を寄せることをやっていました。皆さんが持っている知恵を働かせたことで、それが産業に変わっていきます。気づいた若者たちは自分たちで発信して、企業を起こしていますよね。そのチャンスは皆さんにあるのだから、ここでもアイデア募集をやったらいいのにと思いました。まだ私たちのように固定観念が固まってない子供たちにこそできる発想、そういうアイデア募集の大会等を継続して、本当の業を起こす働きかけをしないといけないと考えます。
- 学務課長（赤瀬耕作君） この教育振興基本計画の中にも入れておりますが、学務課は、基本的には人材育成ということで、考えております。その手法としての起業家教育ということで、子供たちにそういう考え方を育てたいと今取り組んでいるところです。できれば、Uターンしたり、ここに居て起業してくれたりというような人材を育てたいという取組が起業家教育の取組でございます。先ほど、山下委員が話された英語教育も含めて、教育において都会との差をなくすために、ICT関係を早めに整備して、距離差をなくす取組として、ギガスクール構想の部分は整備できたので、今後、どのように活用していくかが一番のカギであると感じております。また、Iターンも含めて、奨学金の助成対象を広げて、活用が進むような体制づくりをして、総合的に教育の質を高める。その方向性で今後取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。
- 委員（山下勝一君） 起業家教育は、今年、中学校が高校生とコラボしながら発表をしましたがよかったですね。実際、上天草高校が、今回の新聞に載っていましたが、幾つかそこで販売したりしています。高校も今後、力を入れていかれるという方向性だということだったので非常にありがたいと思います。
- 教育長（高倉利孝君） 移住してもらうために、学校のPRを兼ねて、今ホームページをつくってもらっております。3年ほど前は、ホームページを開いて見てもらう学校は半数程でしたが、今は、どの学校もホームページを開いております。それと、学力です。若干、学力が低かったのですが、本年度は、県平均並みに上がってきつつあります。すばらしい小学校については、3年生以上、全教科全学年、県平均を上回っています。そういう学校も出てきております。学校に通わせたいというようになってもらえたらいいと思います。他にございませんか。
〔「ありません」という声あり〕
- 教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第34号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。
〔「異議ありません」という声あり〕
- 教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第16 議案第35号 上天草市通学路交通安全推進会議設置交付要綱の一部を
改正する要綱の制定について

- 教育長（高倉利孝君） それでは、日程第16。議案第35号「上天草市通学路交通安全推進会議設置交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。
- 学務課長（赤瀬耕作君） 議案書の18ページをお願いいたします。議案第35号、上天草市通学路交通安全推進会議設置交付要綱の一部を改正する要綱の制定について。上天草市通学路交通安全推進会議設置交付要綱の一部を改正する要綱を次のように制定することとします。令和3年3月22日提出、上天草市教育長名。上天草市通学路交通安全推進会議設置交付要綱の一部を改正する要綱。上天草市通学路交通安全推進会議設置交付要綱（平成30年上天草市教育委員会告示第20号）の一部を次のように改正します。20ページの新旧対照表をご覧ください

い。題名中「上天草市通学路」の次に「等」を加え、「交付」を削る。第1条中「生徒」の次に「等」を、「通学路」の次に「等」を加える。第2条中「通学路」の次に「等」を、「指定した道路及び」の次に「未就学児が日常的に集団で移動する経路並びに」を加える。第3条各号中「通学路」の次に「等」を加える。第4条に次の2号を加える。(9)子育て支援課長、(10)上天草市保育園連絡会会長。第7条第2項及び第8条ただし書中「通学路」の次に「等」を加える。22ページの概要をご覧ください。改正の理由につきましては、本推進会議は、児童生徒が安全に通学できる通学路の確保のため、道路管理者、警察、教育委員会、学校等が連携し、継続的に交通安全対策を実施する「交通安全プログラム」を策定し、道路危険箇所の整備や児童生徒の安全教育等の取組を行ってきたところです。そのような中、近年、滋賀県における園児が犠牲となる痛ましい事件を受け、令和元年度から保育所等の関係者による未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急合同点検を行い、通学路と同様に危険箇所の対策を実施しています。そこで、児童生徒が通学する通学路と未就学児が日常的に集団で移動する経路は、重複している箇所も多いことから、保育所等が実施する取組を本推進会議に統合することで、より効果的に危険箇所等の対策を実施するとともに、さらなる安全確保に向けた取組の強化を図るため、関係規定を整備するものです。改正の内容については、第1条、第2条、第3条及び第8条関係で、これまでの児童生徒及び通学路に、未就学児及び保育所等が日常的に集団で移動する経路を対象とする変更を行うことと、第4条関係で、組織に子育て課長及び保育園連絡会会長を追加するものです。施行日については、令和3年4月1日を予定しています。18ページにお戻りください。提案理由につきましては、児童生徒が利用する通学路と未就学児が日常的に集団で利用する道路の安全対策をそれぞれが個別に実施してきたことから、本交通安全推進会議に統合し、より効果的に安全対策を実施するため、関係規定を整備する必要があります。なお、教育委員会規則その他委員会の定める規定を制定及び改廃することについては、同規則第2条第1項第2号の規定により教育委員会に諮る必要がございます。ご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

○**教育長（高倉利孝君）** 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑がございますか。

〔「ありません」という声あり〕

○**教育長（高倉利孝君）** それでは、お諮り致します。議案第35号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○**教育長（高倉利孝君）** ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第17 議案第36号 未来への夢をつなぐ天草五橋奨学金返還助成金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

○**教育長（高倉利孝君）** それでは、日程第17。議案第36号「未来への夢をつなぐ天草五橋奨学金返還助成金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○**学務課長（赤瀬耕作君）** 議案書の36ページをお願いいたします。議案第36号、未来への夢をつなぐ天草五橋奨学金返還助成金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について。未来への夢をつなぐ天草五橋奨学金返還助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように制定することとします。令和3年3月22日提出、上天草市教育長名。未来への夢をつなぐ天草五橋奨学金返還助成金交付要綱の一部を改正する要綱。未来への夢をつなぐ天草五橋奨学金返還助成金交付要綱（平成29年上天草市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正します。34ページのパワーポイントの概要版をご覧ください。変更点については、対象奨学金を拡充及び

助成対象条件等の変更に伴う要綱改正を行うもので、助成対象者の欄に赤字で記載している「助成金申請初年度から引き続き10年間、市内に居住する意思がある者、④奨学金の返還に関する他の助成金等の受給をしていない者、公務員でない者」を追記しています。また、助成内容については、「返還すべき助成対象奨学金の額の10分の1」又は「申請年度の前年度に返還した助成対象奨学金の額」のいずれか少ない額で、上限20万円とします。上限額については、本市の奨学金を高校、大学と継続して貸与した場合の金額（216万円）の近似値で設定しています。28ページの新旧対照表をご覧ください。第2条第1号中「上天草市奨学金貸与条例（平成16年上天草市条例第170号。以下「条例」という。）に基づき、貸与する」を「貸与を受ける次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。「ア 上天草市奨学金貸与条例（平成16年上天草市条例第170号。以下「条例」という。）に基づく奨学金。イ 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）に基づく奨学金のうち、第一種学資金及び第二種学資金。ウ 熊本県育英資金貸与基金条例（昭和50年熊本県条例第28号）に基づく奨学金。エ その他市長が認める奨学金。」第2条に次の1号を加える。「(4)就業 企業、団体又は個人事業主に雇用されること、若しくは個人で農業又は漁業その他の事業を営むこと、又はその事業に従事することをいう」。第3条第2号中「者で」の次に「、助成金を申請する初年度から引き続き10年間、市内に居住する意思がある者で」を加え、同条中第5号を第7号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。「(6)公務員でないこと（会計年度任用職員及び臨時的任用職員を除く。）」。第3条第3号の次に次の1号を加える。「(4)奨学金の返還に関する他の助成金等を受給していない者であること」。第4条第1項中「全額とし、1年間に交付する助成金の額は、返還すべき助成対象奨学金の10分の1以内」を「10分の1に相当する額又は申請年度の前年度に返還した当該助成対象奨学金の額に相当する額のいずれか少ない額の合計」に改め、同項に次のただし書を加える。「ただし、1会計年度につき20万円を上限とする。」。第4条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「1年間」を「1会計年度」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。「2 前項本文の規定にかかわらず、助成金の申請年度以前に助成対象奨学金のうちいずれか一の奨学金の全額を返還した場合の当該奨学金に係る助成金の額については、返還すべき当該助成対象奨学金の額の10分の1に相当する額とする。」。第5条第1項中「(以下「申請者」という。)は、」の次に「助成金の交付を受けようとする会計年度の9月末日までに」を加え、同項第4号を次のように改める。「(4)奨学金の貸与を証する書類」。第5条第1項中第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。「(5) 奨学金の返還開始月及び返還期間が確認できる書類。(6)奨学金の返還金額を証する書類」。様式第1号及び様式第4号を次のように改める。33ページの概要をご覧ください。改正の理由につきましては、本助成事業は、奨学金の返還を支援することで、若者の市内における定住を促進し、将来を担う人材の育成を図るものです。この事業は、平成31年度から開始しましたが、上天草市が貸与する奨学金のみを対象としており、現在までに活用がされていない状況でした。そこで、奨学金制度には市が貸与する奨学金のほか、日本学生支援機構や熊本県が実施する利用者が多い奨学金の制度があることから、市の奨学金に限らず返還の支援対象となる奨学金を拡充することで、本助成事業を効果的に運用するため、関係規定を改正する必要があります。改正の内容については、第2条関係では助成対象奨学金及び就業に係る詳細な定義を規定するものです。第3条関係では、助成金の受給要件について規定します。第4条関係では、助成金の上限額等の設定及び申請書類等を規定します。その他、様式関係を改正します。施行日については、令和3年4月1日を予定しています。27ページにお戻りください。提案理由につきましては、本助成事業の効果的な運用を推進するため、助成対象奨学金を拡充し、助成対象者の拡大等を行うことから、関係規定を整備する必要があります。なお、教育委員会規則その他委員会の定める規程を制定及び改廃することについては、上天草市教育長に対する事務委任規則（平成16年教育委員会規則第5号）第2条第2号の規定により教育委員会に諮

る必要がございます。これが、この議案を提出する理由です。ご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○教育長（高倉利孝君） 以上で事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから何か質疑はございませんか。

○委員（山下勝一君） 今回、実際もう帰ってきて、現実的に返還されている方で、4月からこれに該当される方はいますか。

○学務課長（赤瀬耕作君） 確実に該当される方っていうのは今のところはいません。該当する可能性がある方ということで20名程度いますが、続けて大学に行かれたり、就職の諸条件があわなかったりということが実際です。ただ、新しく対象を広げたことで、どれくらい対象となっているかは、未定でございます。この制度の利用がないので、拡充してIターンでもUターンでも利用につなげたいと思っています。特別交付税の対象となっているので、それに伴って拡充したいというのが趣旨でございます。

○委員（山下勝一君） この前、広報紙に今年度の寄付金の額が載っていました。

○学務課長（赤瀬耕作君） 寄付金は70万円ほどです。それから、市でも積立をしまして、当面の間は十分助成できる計画で取り組んでいるところです。

○教育長（高倉利孝君） 他にございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第36号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第18 議案第37号 上天草市英語検定チャレンジ事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

○教育長（高倉利孝君） それでは、日程第18。議案第37号「上天草市英語検定チャレンジ事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○学務課長（赤瀬耕作君） 議案書の37ページをお願いいたします。議案第37号、上天草市英語検定チャレンジ事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について。上天草市英語検定チャレンジ事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定することとします。令和3年3月22日提出、上天草市教育長名。上天草市英語検定チャレンジ事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱。上天草市英語検定チャレンジ事業補助金交付要綱（令和元年上天草市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正します。42ページの新旧対照表をご覧ください。第2条中「中学3年生」を「生徒」に改める。様式を次のように改めるとしています。46ページの概要書をご覧ください。改正の必要性については、本市では、グローバル人材の育成を目指し、生徒の英語力向上に向け、英語検定試験への積極的な挑戦を支援するため、令和元年度に熊本県の補助事業を活用して、中学3年生を対象に英語検定受験料の一部を補助する事業を開始しましたが、高校入試等の影響で受験者数が伸び悩んでいました。そこで、本事業の対象を全ての中学生（1年生から3年生まで）に拡張することで、英語検定試験に挑戦しやすい環境を構築し、生徒の英語力や英語学習に対する意欲のさらなる向上を図るため、関係規程の改正を行うものです。補助内容の内容については、全ての中学生の受験料の3分の2を補助もので、県補助金は中学3年生の受験料の3分の1、その他は市の単独となります。この要綱は、令和3年4月1日から施行を予定しています。37ページにお戻りください。提案理由につきましては、上天草市内の中学生の英語力の水準及び英語学習に対する意識・意欲の向

上を図るため、英語検定チャレンジ事業の対象者を令和3年度から全ての中学生に拡充することから、補助金の交付に係る関係規程を改正する必要があります。なお、教育委員会規則その他委員会の定める規程を制定及び改廃することにつきましては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定により教育委員会に諮る必要がございます。ご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○教育長（高倉利孝君） 以上で事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから何か質疑はございませんか。

○委員（松本修吾君） これは、中学生だけなのですね。中学生全体に広がったことは非常に喜ばしいことです。ただ、小学校からの積み重ねが必要だと思います。今回、これを中学生だけでなく小学校まで下ろしていただければ、また違うのだらうと思いました。

○学務課長（赤瀬耕作君） 今回の英検チャレンジ事業と同じ事業で、先ほど申しました自治体版IBAの受験も、できるように計画しております。IBAは全ての中学生を対象としておりますし、小学校は、6年生から自治体版IBAに、取り組んでいこうと計画しているところです。委員が話されたとおり、英語にいかに関心を早く出せるかということですので、小学校は自治体版のIBAの試験から、取り組んで行きたいと計画しているところでございます。

○委員（山下勝一君） 英検の受験料はいくらですか。

○学務課長（赤瀬耕作君） 受験する級で異なります。

○学務課長補佐（宮崎真司君） 3級で3,900円です。

○委員（山下勝一君） 約4,000円ですか。わかりました。

○教育長（高倉利孝君） 他にございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第37号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第19 議案第38号 上天草市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領を廃止する要領の制定について

○教育長（高倉利孝君） それでは、日程第19。議案第38号「上天草市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領を廃止する要領の制定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○社会教育課長（原田和久君） 議案書47ページをご覧ください。議案第38号、上天草市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領を廃止する要領の制定についてご説明いたします。上天草市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領を廃止する要領を次のように制定するものでございます。上天草市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領を廃止する要領。上天草市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領は廃止する。附則といたしまして、この要領は令和3年4月1日から施行することとします。48ページの要領案の概要をご覧ください。制定廃止の必要性については、上天草市立図書館雑誌スポンサー制度の実施に係る事務手続きや制定方法について整備するためには、関係規定を廃止する必要があります。当該要領については、平成31年3月の教育委員会議におきまして、ご承認をいただき、教育委員会の例規として記載されております。本来、要領については、事務の取り扱いなどを定めるもので、教育委員会の事務については、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条において、教育長に委任されておりますので、当該要領を廃止し、新たに図書館雑誌スポンサー制度に関する事務の取り扱いを定めることとしております。47ページにお戻りください。提案理由といたしまして、上天草市立図書館雑誌スポ

ンサー制度の実施に係る事務手続きや制定方法について整備するためには、関係規定を廃止する必要があります。なお、教育委員会の定める規程の制定及び改廃については、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定により教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○教育長（高倉利孝君） 以上で事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから何か質疑はございませんか。

○委員（山下勝一君） 結局、どういうことになるのですか。

○社会教育課長（原田和久君） 本来、要領については、教育委員会に諮る必要がなかったことから廃止するもので、当該要領については、改めて社会教育課で事務取扱要領として定めることとしています。

○教育部長（山下正君） 要領については、事務の範疇となり、例規に上げる必要がなかったため、廃止するというものです。

○教育長（高倉利孝君） 他にございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第38号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第20 議案第39号 学校医等の委嘱について

○教育長（高倉利孝君） それでは、日程第20。議案第39号「学校医等の委嘱について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○学務課長（赤瀬耕作君） 議案書の49ページをお願いいたします。議案第39号、学校医等の委嘱について。学校保健安全法（昭和33年4月10日法律第56号）第23条第1項及び同条第2項の規定に基づき、各小中学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師を次のとおり委嘱することとします。令和3年3月22日提出、上天草市教育長名。50ページの令和3年度学校医・歯科医・薬剤師一覧をご覧ください。今回、変更があった学校については、マーカーが入っていますが、内科医においては、上天草総合病院の医師の異動に係るものです。薬剤師については、大石薬局の大石先生からはまゆう薬局の嶽本先生と二号橋くらしの薬局の本田先生に変更がありました。なお、湯島小中の内科医については、熊本県からの派遣の決定が6月に予定されています。決定したら、承認したいと思います。任期は令和3年4月1日から令和4年3月31日までです。49ページにお戻りください。提案理由については、学校医等の任期満了に伴い委嘱するもので、附属機関の委員その他非常勤職員の任免及び委嘱に関しては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第9号の規定により教育委員会に諮る必要がございます。ご審議いただき、ご承認くださいますようお願いいたします。

○教育長（高倉利孝君） 以上で事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから何か質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第39号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第21 議案第40号 いじめ問題アドバイザーの委嘱について

- 教育長（高倉利孝君）** それでは、日程第21。議案第40号「いじめ問題アドバイザーの委嘱について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。
- 学務課長（赤瀬耕作君）** 議案書の51ページをお願いいたします。議案第40号、上天草市いじめ問題アドバイザーの委嘱について。上天草市いじめ問題アドバイザー設置要綱（平成23年教育委員会告示第3号）第3条の規定に基づき、次のとおり委嘱することとします。令和3年3月22日提出、上天草市教育長名。委嘱する者については、中村幸輝氏です。住所等は議案書に記載のとおりです。任期については、令和3年4月1日から令和4年3月31日までです。現在、多様化、複雑化している「いじめの問題や不登校」に関し、スクールソーシャルワーカーを配置し、学校や保護者への支援体制を整えたいと考えています。中村先生につきましては、現在、県のSSWとしてご活躍されており、昨年度の本市のいじめ問題アドバイザーとしても、児童生徒のいじめ、不登校、暴力行為、児童虐待、就学援助、生活保護など、児童生徒が置かれた様々な環境への問題への働きかけを行っていただきました。提案理由については、上天草市いじめ問題アドバイザーの任期が、令和3年3月31日までとなっており、上天草市のいじめや不登校等の諸問題に対応するためには、いじめ問題アドバイザーを委嘱する必要があります。なお、附属機関の委員その他の非常勤の職員の任免及び委嘱に関しては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第9号の規定により教育委員会に諮る必要があります。ご説明は以上です。ご審議いただき、ご承認くださいますようお願いいたします。
- 教育長（高倉利孝君）** 以上で事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから何か質疑はございませんか。
- 〔「ありません」という声あり〕
- 教育長（高倉利孝君）** それでは、お諮り致します。議案第40号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。
- 〔「異議ありません」という声あり〕
- 教育長（高倉利孝君）** ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第22 議案第41号 地域学校協働活動推進員の委嘱について

- 教育長（高倉利孝君）** それでは、日程第22。議案第41号「地域学校協働活動推進員の委嘱について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。
- 社会教育課長（原田和久君）** 議案書52ページをご覧ください。議案第41号、上天草市地域学校協働活動推進委員の委嘱について、ご説明いたします。上天草市地域学校協働活動推進委員設置要綱第5条の規定に基づき、次のとおり委嘱するものでございます。委嘱する上天草市地域学校協働活動推進員につきましては、上小学校の植田幸子さん、及び大矢野中学校の植田浩蔵さんの2人で、どちらも再任でございます。任期につきましては、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間でございます。提案理由といたしましては、当該学校区の学校長から推薦があった地域学校協働活動推進員を委嘱するもので、附属機関の委員その他の非常勤の職員の任免及び委嘱に関する場合は、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第9号の規定により、教育委員会に諮る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
- 教育長（高倉利孝君）** 以上で事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから何か質疑はございませんか。
- 委員（松本修吾君）** 植田幸子さんについて、どんな方が紹介をお願いします。
- 社会教育課長（原田和久君）** 大矢野町鳩の釜地区の民生委員や上小学校の学校評議員などをされており、地区の活動を活発に行っておられる方です。

○教育長（高倉利孝君） 他にございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） それでは、お諮り致します。議案第41号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第23 諸報告

○教育長（高倉利孝君） 次に、日程第23。諸報告に入らせていただきます。まず、報告第1「4月の行事予定について」の説明をお願いします。

○教育審議員（松田真也君） 議案及び報告資料の53ページ、54ページをご覧ください。4月の行事予定を載せております。まず、2日に4月の市内校長会議を行います。市内の辞令伝達式及び服務宣誓式は次年度も中止ということになりますので、この市内校長会議の中で、市長からのご挨拶及び校長先生代表のご挨拶、職員の紹介等を簡略化した形ですが行いたいと思っています。それから、5日、6日に年度始めの各説明会等を行いまして、8日が市内の小・中学校の始業式、9日が市内の小・中学校の入学式、基本的には小学校が午前、中学校が午後でございます。今年度、湯島小学校は、新入生がおりませんので、中学校だけの入学式となりますが、湯島中だけが午前中の入学式ということになります。それから、54ページに参りまして、16日の市内管理職歓迎会は今のところ延期となり、4月の実施は無理であると思っています。21日に教育委員会議。それから22日、市内の教頭・主幹教諭の研修会、23日に生きる力推進会議、また、社会教育のところで、市の人権教育推進協議会総会・青少年育成市民会議は、5月に変更の予定で今はまだ調整中というところがございます。25日に市議会議員選挙があります。27日に学力充実担当者の研修会です。これは、年に2回、3回の研修を計画しており、今回が1回目です。次年度がスタートしていくこととなります。併せまして、年間の行事予定も今日お配りしておりますが、1ページに一月分を集約しましたので、文字が小さくなっております。4月の行事予定のように再度、作成してお配りしたいと思います。以上です。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。入学式はまたお世話になります。

○委員（山下勝一君） 学校の先生方は、ワクチンは優先接種ですか。一般接種ですか。

○教育部長（山下 正君） 先生方の優先接種はありません。

○教育長（高倉利孝君） 他にございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） 次の報告第2、第3、第4は秘密会議といたします。

※【 報告第2、第3、第4は秘密会議の決定により審議内容は非公開 】

○教育長（高倉利孝君） 次に、報告第5「令和3年第2回上天草市議会定例会（3月）の報告について」説明をお願いします。

○教育部長（山下 正君） 3月定例会での一般質問についてご報告させていただきます。議案及び報告資料の55ページからをご覧ください。3月定例会におきまして、教育委員会に対して一般質問された議員は、田中万里議員、田中辰夫議員、何川雅彦議員、北垣潮議員、小西涼司議員の5名の方でございます。一般質問事項と答弁内容については記載のとおりでございます。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

〔「ありません」という声あり〕

○教育長（高倉利孝君） 次に、報告第6「令和3年度熊本県立高等学校入学者選抜における後期選抜結果について」説明をお願いします。

○教育審議員（松田真也君） 資料6 2ページをご覧ください。そこに後期選抜結果をお示ししております。中学3年生の進路状況でございます。後期選抜結果としてありますが、前期での内定者も含めた、数でございますので、基本的にはその数の生徒がその学校に進学していくこととなります。コロナ禍の影響で、地元志向が多くなるのではないかという意見も多かったのですが、実際に数字を見ますと、上天草高校に進学する生徒は、50人。昨年度は59人だったので、パーセントでいきますと4%ほど減っております。それから天草管内の公立高校に進学する生徒は78人。昨年は94人だったので、こちらもパーセントでいきますと8%ほど少なくなっております。その部分は熊本市内への公立高校へ進学する生徒が14%。これは平年並みでございます。増えた分がどこかという、この資料は公立だけですので載っておりませんが、私立の学校へ進学が、多くなっているという傾向が見えてまいりました。一つには、部活動の兼合いもあるし、コロナの影響があるのかどうかわかりませんが、さらに外へというような志向もあるのではないかとこのように考えます。以上です。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、何か質疑はございませんか。

○教育長（高倉利孝君） 次に、報告第7「後援名義使用承認の報告について」説明をお願いします。

○学務課長（赤瀬耕作君） 名義後援等の承認について報告いたします。報告資料の64ページをご覧ください。行事名が「中南小学校創立150周年記念行事」で、開催趣旨についてはご覧のとおりです。中南小学校創立150周年記念行事については、令和3年11月14日（日）に行われる予定です。主催は、中南小学校150周年記念行事実行委員会で、地域住民、同窓生等で約200人が参加される予定です。この行事に、小幡真子さんを講師に迎えたいということで、それに後援をしていただけないかと話がありましたので、今回提案させていただいたところです。以上です。

○教育長（高倉利孝君） 以上で、予定された諸報告は終わりました。そのほか、事務局からの追加報告等はありませんか。

○委員（山下勝一君） 小幡さんの講演は、もしコロナが収束していれば、一般の人は行けないのですか。

○学務課長（赤瀬耕作君） 会長の話では、小幡さんの講演はある程度アポは取れているので、会社に申請するときに、教育委員会も依頼に協力してほしいとありました。まずは、名義後援をしましょうということです。実施については、実行委員会が把握しているので、現段階は様子を見ているところです。

○委員（山下勝一君） 先日、新聞に掲載されていましたが、優勝されてMVPになり、掲示されたということで、非常にいいことをされたと思いました。

○教育長（高倉利孝君） サンデーモーニングで解説者の張本さんが褒めていただいて、頑張っていると思いました。

○教育長（高倉利孝君） 他に事務局から追加報告はありませんか。

○社会教育課長（原田和久君） 口頭での説明となりますが、中央公民館長兼図書館長につきまして、ご報告させていただきます。今年度まで中央公民館長兼図書館長として任用していましたが、令和2年度から雇用の制度が会計年度任用職員制度となり、任用期間が2年から単年となったことから、館長として任用することが適当なのか等の問題があり、新年度からは、社会

教育課長が兼務することとして進めております。以上、ご報告いたします。

○教育長（高倉利孝君） それでは以上で予定された案件はすべて終了いたしました。これをもって、令和3年第4回教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会 午後4時15分